

学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

■ 学修の成果に係る評価

高崎商科大学短期大学部学則（抜粋）

（学習の評価）

第31条 学習成績の評価は、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

高崎商科大学短期大学部履修規程（抜粋）

（成績評価と単位認定）

第11条 成績評価の方法は、試験、論文、レポート、課題等により評価するものとし、その方法は各授業科目担当者が定めるものとする。

2 成績評価は100点満点で行い、下記の基準により判定し、合格の場合にのみ単位を認定する。

「A」	80～100点	合 格
「B」	70～ 79点	
「C」	60～ 69点	
「D」	60点未満	不 合 格
「K」	評価不能	

3 前項の「K」評価は、試験欠席や履修放棄と判定した場合などで、成績が評価不能の場合にのみ、学生への成績表に「K」と表示し、不合格とする。

4 学則第32条から第35条に定める他の大学または短期大学で修得した単位を本学の単位として認定した授業科目については、本条第2項に定める成績評価は行わず、単位のための認定とし、「認定」と表示する。

5 一度単位を修得した科目の成績は変更及び取り消すことはできない。

（資格取得による単位認定）

第12条 本学入学前及び入学後に取得した別表1に該当する資格については、次の方法により本学において修得した科目の単位として認定する。

(1) 入学前に取得した単位認定該当資格については、入学者の資格特待生届出手続き期間に単位認定申請書を提出するものとし、教授会の審議を経て学長が決定した後、成績に反映させる。

(2) 在学生の資格取得による単位認定については、本人からの申請によるものとする。本学が定める期間に単位認定申請書を提出するものとし、教授会の審議を経て学長が決定し、当該年度の成績に反映させる。

- (3) 資格取得による単位認定については、高崎商科大学短期大学部履修規程第11条に定める成績評価は行わず、単位のみの認定とし、成績表には「認定」と表現する。
- (4) 既に成績が確定し、単位を修得した科目に関して単位認定申請を行うことはできない。また、単位認定申請を行い、承認された科目については、通常の定期試験を受験しても成績は付与しない。

(GPA制度)

第13条 学業成績をはかる基準として、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を用いる。

2 GPAは下記の通り、各履修登録科目のそれぞれの成績評価を「4」、「3」、「2」、「1」、「0」と換算し、それに各授業科目単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で除した成績係数のことである。ただし、本規程第11条4項の「認定」は、この集計に加えない。

成績評価（100点満点）	科目GP（グレード・ポイント）
90～100点	4
80～ 89点	3
70～ 79点	2
60～ 69点	1
60点未満及び評価不能	0

GPA(グレード・ポイント・アベレージ)

$$= (A \text{ 科目 GP} \times \text{科目単位数}) + (B \text{ 科目 GP} \times \text{科目単位数}) + (C \text{ 科目 GP} \times \text{科目単位数}) \cdots$$

／登録科目総単位数

別表1 単位認定資格の該当科目及び認定単位数

現代ビジネス学科

単位認定資格	該当科目	認定単位数	
CEFR-B2 レベル（実用英語技能検定準1級以上、ケンブリッジ英語検定 160 以上、GTEC1190 以上、TOEFL72 以上、TOEIC1560（L&R+S&W）以上）	基礎英語Ⅰ、基礎英語Ⅱ、 Introductory of structure and writing、 Oral communication、 Vocabulary for Academic Purpose 1、 Reading for Fluency、 Pronunciation and Oral Fluency	選択必修 2単位	選択 5単位

■ 卒業要件

高崎商科大学短期大学部学則（抜粋）

（卒業の要件）

第36条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表1及び別表2に定めるところにより62単位以上を取得しなければならない。

(卒業)

第37条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

■ 取得可能学位

現代ビジネス学科： 短期大学士（現代ビジネス）

令和3年度 学位授与者数： 100名